

5 交通規制、緊急輸送、警備

5-1 公用車両の所属、車種別保有台数一覧表

令和4年10月28日現在

車種	所属	市長室		総務部				産業振興部				市民部				福祉部				健康・こども部					
		広報課	災害対策課	資産経営課	契約検査課	庁舎管理課	納税課	固定資産税課	産業振興課	農水産課	商業観光課	事業課	協働推進課	文化・交流課	福祉総務課	高齢福祉課	地域包括ケア推進課	障がい福祉課	生活福祉課	介護保険課	保育課	こども家庭課	健康課	青少年課	保険年金課
乗合自動車						1																			
普通自動車						2								1											
小型乗用						2													2						
軽乗用																						1	1		
普通貨物																									
小型貨物	貨客兼用	バン				2		1	1																
	貨物	キャブオーバー	1			1																			
		深ダンプ																							
軽貨物				1		25		3	5	1	1		1	1	1	1	1	1	2	1	3	5	3		
大型特殊	シャベルローダー																								
	タイヤローラー																								
	バックホー																								
	グレーダ																								
小型特殊																									
軽特殊																									
緊急	消防車																								
	救急車																								
特種	塵芥車																								
用途	広報車	1																							
	公共応急作業車		1																						
	図書館車																								
道路作業車																									
身障者/患者輸送車																									
特種車			1																						
合計		1	3	1	0	33	0	3	1	6	1	1	0	0	2	1	1	1	3	2	1	4	6	3	0

車種	所属	環境部		まちづくり政策部				都市整備部				土木部				合計									
		環境政策課	収養業務課	環境保全課	環境施設課	交通政策課	開発指導課	建築指導課	都市整備課	みどり公園・水辺課	総合公園課	建築住宅課	土木総務課	道路管理課	道路整備課		下水道経営課	下水道整備課	市民病院	教育委員会	消防本部				
乗合自動車																						1	2		
普通自動車										1												1	1	1	7
小型乗用																						1			5
軽乗用																									2
普通貨物			3			1				2				9			2								17
小型貨物	貨客兼用	バン	1	1		1							1										3		11
	貨物	キャブオーバー	2							1															5
		深ダンプ			1											1									2
軽貨物			3	2	2		1	1	1	4	2	3	2	1	3	2	5					16	1		104
大型特殊	シャベルローダー				1									1											2
	タイヤローラー													3											3
	バックホー													1											1
	グレーダ																								0
小型特殊					1									4			2					1	1		9
軽特殊																	1								3
緊急	消防車																								49
	救急車																	1							13
特種	塵芥車		45							2															47
用途	広報車																								1
	公共応急作業車																								1
	図書館車																						1		1
道路作業車														1											1
身障者/患者輸送車																									0
特種車																							1		2
合計		0	54	3	5	2	1	1	2	8	3	3	2	21	3	2	11	4	22			67			288

5-2 平塚市漁業協同組合所属漁船

令和4年10月17日現在

種 類	隻 数	トン数(計)
5トン以上100トン未満海水動力漁船	29	375.88
5トン未満の海水動力漁船	14	30.81
5トン以上の海水無動力漁船	0	0
5トン未満の海水無動力漁船	0	0
1トン未満の海水無動力漁船	0	0

平塚市漁業協同組合所属船舶（遊漁船）

令和4年10月17日現在

種 類	隻 数	トン数(計)
10トン以上動力船舶	2	29.00
5トン以上10トン未満動力船舶	0	0
5トン未満動力船舶	1	0.4
無動力船舶	0	0

5-3 交通対策様式

様式1



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法2分の1まで縮小することができる。

様式2



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3

緊急		年 月 日	
緊急運行申請確認証明書			
		知事 事務 公安委員会課	
番号欄に表示されて いる番号			
申請の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員及び品名)			
使用者	住所	C O 届 番	
氏名			
運行日時			
道 首 経 路	出 発 地	目的地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5 - 4 ① 緊急交通路指定想定路線（県公安委員会指定）

[]内は交差点名

路 線 名	区 間
国道 1 号	市内全線
国道 1 2 9 号	市内全線
国道 1 3 4 号	市内全線
国道 2 7 1 号（小田原厚木道路）	市内全線
県道 4 4 号（伊勢原藤沢）	国道 1 2 9 号交点[田村十字路]～伊勢原市境
県道 4 7 号（藤沢平塚）	市内全線
県道 6 2 号（平塚秦野）	[相模貨物駅前]～秦野市境
県道 7 7 号（平塚松田）	市内全線

5-4② 緊急輸送道路（県指定）

1 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で、緊急輸送の骨格をなす路線

[]内は交差点名

路 線 名	区 間
国道 1 号	市内全線
国道 1 2 9 号	市内全線
国道 1 3 4 号	市内全線
国道 2 7 1 号（小田原厚木道路）	市内全線
県道 4 4 号（伊勢原藤沢）	市内全線
県道 4 7 号（藤沢平塚）	市内全線
県道 6 2 号（平塚秦野）	国道 1 号交点[相模貨物駅前]～秦野市境
県道 7 7 号（平塚松田）	市内全線
市道駅前通り線	全線

2 第2次路線

第1次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

[]内は交差点名

路 線 名	区 間
県道 6 3 号（相模原大磯） （旧 国道 2 7 1 号（側道））	県道 6 2 号[平塚秦野]交点（インター入口） ～伊勢原市境
県道 6 2 号（平塚秦野）	国道 1 号交点[花水橋東] ～国道 1 3 4 号交点[花水川橋]
県道 6 0 7 号（平塚港平塚停車場）	全線
市道浅間町 3 号線	市道駅前通り線交点[県合同庁舎前] ～平塚警察署

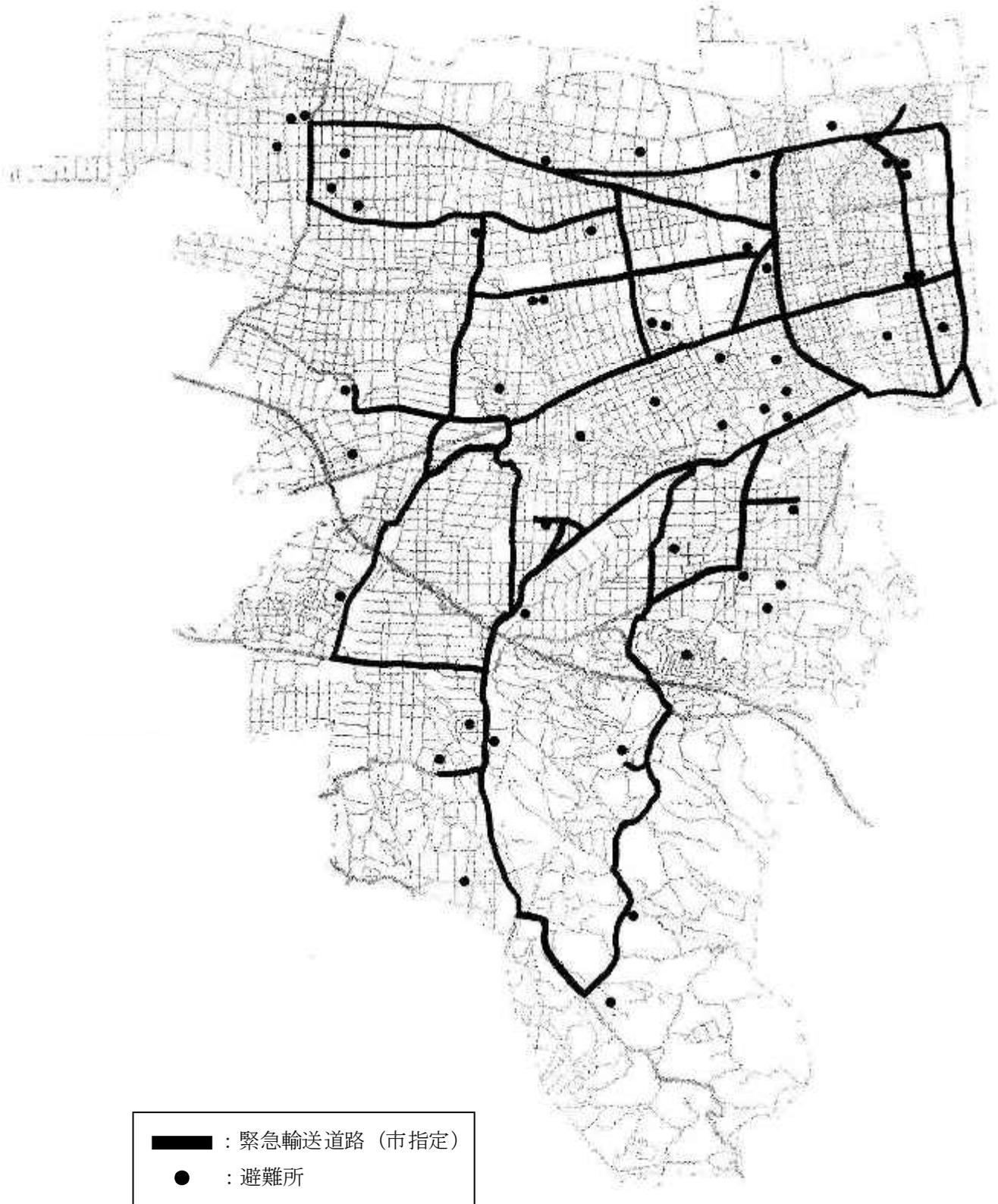
5-5 市指定緊急輸送道路補完道路

[]内は交差点名

路線名	区 間
国道1号	国道129号交点[榎木町] ～ 県道62号(平塚秦野)交点[花水橋東]
〃129号	国道134号交点[高浜台] ～ 神田小学校
〃134号	国道129号交点[高浜台] ～ 大磯港
県道44号 (伊勢原藤沢)	国道129号交点[田村十字路] ～ 市道八幡愛甲線交点[横内]
〃61号 (平塚伊勢原)	国道134号交点[八間通り入口] ～ 市道豊田岡崎線交点[豊田本郷]
〃62号(平塚秦野)	国道1号交点[花水川橋] ～ 県道77号(平塚松田)交点[土屋橋]
〃63号 (相模原大磯)	市道纏公所線交点[公所] ～ 市道吉沢土屋線交点[中沢橋]
〃	県道62号(平塚秦野)交点[吾妻橋] ～ 市道古川線交点[新大畑橋北側]
〃77号(平塚松田)	県道62号(平塚秦野)交点[土屋橋] ～ 市道吉沢土屋線交点
〃605号 (下糟屋平塚)	県道61号(平塚伊勢原)交点[豊田本郷] ～ 城島小学校
〃606号 (大島明石)	国道1号交点[八幡宮前] ～ 市道真土金目線交点[東豊田]
〃607号 (平塚港平塚停車場)	市道平塚大磯海岸線交点[長姫バス停前] ～ 平塚漁港
〃609号 (公所大磯)	市道八幡神社土屋線交点[旭小学校前] ～ 市道纏公所線交点[かまくら橋]
〃612号 (上粕屋南金目)	県道62号(平塚秦野)交点[南金目] ～ みずほ小学校
市道八幡愛甲線	県道44号(伊勢原藤沢)交点[横内] ～ 市道萩原八幡線交点[西八幡三丁目]
〃駅前通り線	全線
〃萩原八幡線	市道駅前通り線交点[四之宮南] ～ 県道61号(平塚伊勢原)交点[中原二丁目南]
〃浅間町南原線	江陽中学校 ～ 県道61号(平塚伊勢原)交点[追分]
〃平塚大磯海岸線	国道129号交点[夕陽ヶ丘歩道橋] ～ 県道62号(平塚秦野)交点[下花水橋]
〃纏公所線	市道南原河内線交点 ～ 県道63号(相模原大磯)交点[公所]
〃南原河内線	県道62号(平塚秦野)交点[東雲橋] ～ 市道纏公所線交点
〃真土金目線	市道豊田岡崎線交点[岡崎大橋] ～ 市道八幡愛甲線交点[真土小学校入口]
〃古川線	県道63号(相模原大磯)交点[新大畑橋北側] ～ 市道豊田岡崎線交点

〃 豊田岡崎線	県道 6 1 号（平塚伊勢原）交点[豊田本郷] ～ 市道古川線交点
〃 寺田縄飯島線	県道 6 2 号（平塚秦野）交点[飯島] ～ 市道長持寺田縄線交点
〃 長持寺田縄線	市道寺田縄飯島線交点 ～ 市道豊田岡崎線交点[東橋]
〃 吉沢土屋線	県道 7 7 号（平塚松田）交点 ～ 県道 6 3 号（相模原大磯）交点[中沢橋]
〃 金目神戸線	市道吉沢土屋線交点[吉沢小学校入口] ～ 吉沢小学校
〃 入野 1 8 号線	全 線
〃 入野岡崎線	県道 6 2 号（平塚秦野）交点 ～ 金田小学校
〃 八幡神社土屋線	県道 6 2 号（平塚秦野）交点[上平塚] ～ 旭小学校
〃 徳延 3 号線	全 線
〃 山下 9 号線	市道徳延 3 号線交点 ～ 市道山下 1 9 号線交点

5-6 市指定緊急輸送道路補完道路図



5-7 平塚警察署警備対策

第1 大地震が発生した場合の警備対策

大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

1 警備体制の確立

- (1) 大地震の発生と同時に平塚警察署に警察署長を警備本部長とする平塚警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を平塚市災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

- (1) 把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。
- (2) 平塚警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、警察署等において捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
- (3) 警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示を行い又は避難の措置を講じる。
- (4) 警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。
- (5) 警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締を重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
- (6) 警察は、住宅地域を中心に二次災害の危険場所等の調査を実施し、二次災害危険場所等を把握した場合は、平塚市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すものとする。
- (7) 警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

3 被災者等への情報伝達活動

- (1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施
警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

- (2) 相談活動の実施

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

4 津波対策

- (1) 警察は、迅速かつ正確な津波予報の伝達のため、伝達体制及び設備の充実を図るとともに、わかりやすい伝達に努めるものとする。
- (2) 警察は、津波予報が発令された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合若しくは危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。また、この場合において、沿岸市町長からの要請があったときは、避難の指示を行うものとする。

5 事前対策

- (1) 警察は、平素から市町村に対し、死体見分場所、死体安置場所、部隊等の宿泊に要する拠点施設の確保及び応急対策活動に必要な装備資機材、防災関係機関との情報通信ネットワークシステム等の通信資機材の整備について、働き掛けを行うものとする。
- (2) 警察は、防災訓練等を通じて、地域住民等に対し、地震及び津波に関する知識、避難場所、避難路、避難方法、交通規制措置等について周知徹底を図るものとする。

第2 大地震が発生した場合の交通対策

県警察は、大地震が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急通行車両の円滑な通行と地域住民等の速やかな避難の実施を図るため、緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施する。

1 交通規制に関する措置等

- (1) 警察は、発生した震災について、災害応急対策活動のための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

通行の禁止又は制限を実施するに当たっては、周辺の市町村と緊密に連絡し、被災地の実態並びに道路及び交通の状況を把握の上行うものとする。

- (2) 警察は、上記(1)による通行の禁止又は制限を行うときは、その規制内容を当該道路管理者に対して速やかに通知（連絡）するとともに、報道機関の協力、立看板等の設置により、一般に周知するよう努めるものとする。

- (3) 緊急交通路の確保等の所要の交通対策は、東海地震、県西部地震又は南関東地震（小規模、中規模、大規模又は超大規模）の規模・状況等に応じて行うものとし、警察は、地震発生直後直ちに「神奈川県警察災害警備実施計画」に定める交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制等を実施する。

ア 通行禁止区域

県公安委員会が地震の被災規模・状況に応じて定めた通行禁止区域において、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止する。

イ 通行制限区域

県公安委員会が地震の被災規模・状況に応じて定めた通行制限区域において、通行禁止区域方向へ進行する緊急通行車両以外の一般車両の通行を制限する。

ウ 通行禁止区域及び通行制限区域におけるう回路

通行の禁止及び制限の措置の実効を担保するため、通行禁止区域及び通行制限区域を囲む外周道路をう回路とし、緊急通行車両以外の車両で通行禁止区域へ進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするものとする。

するものの通行を規制するとともに、通行禁止区域、通行制限区域を除く他の地域へう回させる。

エ 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定することを想定した道路の中から県公安委員会が道路の被災状況等を勘案の上指定した道路について、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保する。

オ 交通検問所の設置

大震災発生と同時にあらかじめ定められている交通検問所等を設置し、緊急交通路の指定、防災関係公共施設から緊急交通路に連絡する道路の確保、緊急通行車両の確認事務及び現場広報等所要の交通対策を行う。

カ 津波警報発表時における交通を規制する区域

大津波警報が発表された場合又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区域については、沿岸市町が策定した津波浸水区域とする。

2 運転者のとるべき措置

- (1) 避難に当たっては、原則として車両の利用は自粛する。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を締め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

第3 警戒宣言が発令された場合の警備対策

県警察は、地震予知情報等の公表に伴い、東海地震に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

1 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により、判定会招集決定の通知を受理したときは、直ちに平塚警察署に警察署長を警備本部長とする平塚警察署災害警備本部を設置し指揮体制を確立するとともに、平塚市地震災害警戒本部が設置された場合は所要の要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 警戒宣言発令時対策

警察が実施すべき警戒宣言発令時対策に係る措置については、概ね次に掲げる事項

を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

地震予知情報等が公表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともにこれに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

- ア 平塚市が行う地震予知情報等の伝達への協力
- イ 各種情報の収集・伝達
- ウ 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡
- エ 住民等への情報伝達活動

(2) 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

- ア 地震予知情報等に関する正確な情報
- イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- オ 不法事案を防止するための正確な情報
- カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導

3 緊急整備事業施設等の整備

大規模地震対策特別措置法第6条第1項第2号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策が効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

第4 警戒宣言が発令された場合の交通対策

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送車両の円滑な通行と地域住民等の円滑な避難の実施を確保するため、緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施する。

1 交通規制に関する措置等

- (1) 警察は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、地震防災応急対策活動のための、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

通行の禁止又は制限を実施するに当たっては、周辺の市町村と緊密に連絡し、交通の状況を把握の上行うものとする。

- (2) 警察は、上記(1)による通行の禁止又は制限を行うときは、その規制内容を当該道路管理者に対して速やかに通知（連絡）するとともに、報道機関の協力、立看板等の設置により、一般に周知するように努めるものとする。
- (3) 警察は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、直ちに「神奈川県警察災害警備実施計画」に定める交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制等を実施する。

ア 通行禁止区域

県公安委員会が定めた通行禁止区域において、緊急輸送車両以外の一般車両の通行を禁止する。

イ 通行制限区域

県公安委員会が定めた通行制限区域において、通行禁止区域方向へ進行する緊急輸送車両以外の一般車両の通行を制限する。

ウ 通行禁止区域及び通行制限区域におけるう回路

通行の禁止及び制限の措置の実効を担保するため、通行禁止区域及び通行制限区域を囲む外周道路をう回路とし、緊急輸送車両以外の車両で通行禁止区域へ進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするものの通行を規制するとともに、通行禁止区域、通行制限区域を除く他の地域へう回させる。

エ 緊急交通路の確保

県公安委員会が緊急交通路として指定することを想定した道路の中から緊急交通路として指定した道路について、緊急輸送車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保する。

オ 交通検問所の設置

警戒宣言発令と同時にあらかじめ定められている交通検問所等を設置し、緊急交通路の指定、防災関係公共施設から緊急交通路に連絡する道路の確保、緊急輸送車両の確認事務及び現場広報等所要の交通対策を行う。

カ 津波警報発表時における交通を規制する区域

大津波警報が発表された場合又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区域については、沿岸市町が策定した津波浸水区域とする。

2 運転者のとるべき措置

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (3) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を締め、ドアはロックしないこと。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (5) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。